

盛岡広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年3月24日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 282号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市白沢口42番地先から赤平25番地1地先まで	新	A 17.2～8.5 m	m 441.2
		B 32.8～11.5	426.0
	旧	A 17.2～8.5	441.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和5年3月24日から同年4月24日まで